

# 令和6年9月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和6年9月25日(水)

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

## 1. 出席委員

1番 小林 孝幸	2番 楠田 孝夫	3番 山本 忍
4番 田中 孝喜	5番 田島 正孝	6番 増田 京子
7番 高尾 晃	8番 谷村 英里子	9番 村川 浩記
10番 松下 喜光	11番 山口 泰	13番 西 秀敏
14番 川島 博昭		

## 2. 欠席委員

## 3. 事務局

事務局長 伊藤 幸治 係長 滝川 昌明

## 4. 議事日程

### 第1 会議録署名委員の指名について

8番 谷村 英里子 9番 村川 浩記

### 第2 提出議案

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第24号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第25号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

「異議なし」により可決承認

議案第27号 農用地利用集積等促進計画の要請について

「異議なし」により可決承認

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和6年9月25日(水) 午前10時30分 開会

- 滝川係長 ただいまから令和6年9月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
- 川島会長 <会長あいさつ>
- 滝川係長 ありがとうございます。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
- 川島会長 <先月の総会から現在までの会務報告>
- 滝川係長 ありがとうございます。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
- 川島会長 それでは、議事日程に従って、会議を進めます。  
議事日程第1「会議録署名委員の指名」をいたします。  
本日の会議録署名委員は  
「8番 谷村委員」「9番 村川委員」をお願いします。
- 次に、議事日程第2、提出議案の審議に入ります。  
議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願いします。
- 滝川係長 (別紙資料 議案第23号の申請番号1番を朗読し説明する。)  
今回の申請ですが、譲受人は、以前から申請地を借りて、すももや野菜を耕作しており、所有権を移転した方が耕作に便利であるため、農地法第3条の申請をされています。  
なお、譲り受けた後も今までどおり耕作する予定で、地域内の草刈り等共同作業に今後も参加し続けるとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。  
以上、ご審議方よろしくをお願いします。
- 川島会長 それでは、野々川地区の担当委員である「2番 楠田委員」、補足説明がありましたらお願いします。
- 楠田委員 はい、2番 楠田です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。
- 川島会長 それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。
- ( 意見なし )

川島会長            それではお諮りします。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号1番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第23号の申請番号1番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長            （別紙資料 議案第23号の申請番号2番を朗読し説明する。）

2番の申請ですが、譲渡人は、県外に居住しており今後維持管理ができないため、農地の譲渡を検討していたところ、現在、水稻を耕作している譲受人と思惑が一致され、今回、農地法第3条の申請をされています。

なお、申請された農地については、今までどおり水稻を耕作する予定であるため周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、譲受人は地域に協力し進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと思えます。

以上、ご審議方よろしくをお願いします。

川島会長            それでは、乙長野地区の担当委員である「10番 松下委員」、補足説明がありましたらお願いします。

松下委員            はい、10番 松下です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長            それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

（意見なし）

川島会長            それではお諮りします。議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」と呼ぶ者あり）

川島会長            はい、それでは異議なしということで、議案第23号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第24号を朗読し説明する。)

今回の申請ですが、申請人の老朽化した住宅の一部建替えに伴い、融資の関係で既存の農道を生活用道路にする必要があることから、3月に農用地除外申請が出され、4月の総会でも審議したもので、今月農用地除外について県知事の同意があったことから、転用申請が提出されたものです。

申請農地は、昭和55年に土地改良法により換地処分が行われた農地であることから、第1種農地と判断され、原則として転用の許可が不可能な農地になりますが、第1種農地の例外規定にある「住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、転用の許可は可能ではないかと判断しています。

次に被害防除計画ですが、盛土等を行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れはなく、日照、通風等の被害は生じないと思われます。排水計画ですが、汚水や生活雑排水はなく、今までどおり雨水は自然流下するようになります。以上、ご審議方よろしくお願ひします。

川島会長

それでは、稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおおりです。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第24号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第24号は許可相当として進達することにいたします。

続きまして、議案第24号と関連しているのもので、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長

(別紙資料 議案第25号の申請番号2番を朗読し説明する。)

申請番号2番ですが、申請地は圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

転用の目的は、住宅の一部建替え後に借り人も同居する予定ですが、駐車スペースと車の回転スペースが狭いため、新たに駐車場用地を確保したいことで転用申請があつています。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土は行わず、現状のまま利用するということで、土砂流出の恐れや、日照、通風等の被害は生じないと思われまふ。なお、雨水の排水は、水路へ流れていく計画となつています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断しております。ご審議方よろしくお願ひします

川島会長

それでは、稗木場地区の担当委員である「7番 高尾委員」、補足説明がありましたらお願ひします。

高尾委員

はい、7番 高尾です。事務局の説明とおりでふ。ご審議方お願ひします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませぬか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りします。議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号2番は、許可することにご異議ございませぬか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号2番は、許可することにいたします。

続きまして、議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」の申請番号1番を議題とします。事務局から説明をお願ひします。

滝川係長

(別紙資料 議案第25号の申請番号1番を朗読し説明する。)

1番の申請ですが、会社の業務用の駐車スペースはあるものの、従業員用の駐車スペースはなく慢性的な駐車場不足となつていふことから、新たに駐車場を確保したいということで、転用の申請をされていふ。

申請地の種別ですが、圃場整備等もなく、また、第1種農地及び第3種農地の要件にも該当しないことから、第2種農地と判断され、申請地以外に代替地がない場合等にかぎり、転用許可が可能となります。

次に被害防除計画ですが、盛土や切土は行わず、現状のまま利用するという  
ことで、土砂流出の恐れや、日照、通風等の被害は生じないと思われ  
ます。なお、雨水の排水は、自然流下する計画となっています。

以上のことから、事務局としては、転用はやむを得ないものと判断して  
おります。ご審議方よろしくお祈いします

川島会長                    それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明があ  
りましたらお願いします。

田島委員                    はい、5番 田島です。事務局の説明とお祈いです。ご審議方お願いします。

川島会長                    それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませぬか。

( 意見なし )

川島会長                    それではお祈いします。議案第25号「農地法第5条第1項の規定による許  
可申請に対する意見について」の申請番号1番は、許可することにご異議ござ  
いませぬか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長                    はい、それでは異議なしということで、議案第25号の申請番号1番は、許  
可することにいたします。

続きまして、議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集  
積計画の承認について」、及び議案第27号「農用地利用集積等促進計画の要  
請について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

滝川係長                    (別紙資料 議案第26号について読み上げて説明する。)

今回提出した集積計画は、〇〇郷〇〇他合計16筆で、面積は、合計13,616  
㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇郷〇〇さんで、利用権設定を受ける者は、公  
益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水  
田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年11月10日からで、10年間の令和16年11月9  
日までが16筆となっています。

(別紙資料 議案第27号について説明する。)

次は、集積計画に対しての促進計画になります。

土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計16筆で、面積は、合計13,616㎡  
となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他2名で、種別・利用目的は新規・水田、及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和6年11月10日からで、10年間の令和16年11月9日までが16筆となっています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

( 意見なし )

川島会長

それではお諮りいたします。議案第26号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」、及び議案第27号「農用地利用集積等促進計画の要請について」承認することにご異議ございませんか。

( 「異議なし。」 と呼ぶ者あり )

川島会長

異議なしということで、議案第26号及び、議案第27号については、承認することと致します。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会9月定例総会を閉会致します。

\*終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。